

平成 23 年 度 第 6 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 23 年 12 月 15 日 (木)
午後 4 時 ~

会 場 宇都宮市役所 14 階
14D 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ・ 答申書 (案) について

(2) その他

3 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成23年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	木村 由美子	市議会議員
	荒川 恒男	〃
	藤井 弘一	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部会員
	鹿野 順子	〃 女性部会員
	吉田 利夫	市農業委員会会長職務代理者
	相場 カツ子	市農業委員会委員
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	小林 豊	市歯科医師会会長
	菊地 善郎	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	斉藤 さちこ	市議会議員
	福田 智恵	〃
	角田 和之	〃
	中山 勝二	〃
	岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会 委員
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	野中 貞明	栃木県トラック健康 保険組合 常務理事
	手塚 寛文	全国健康保険協会栃木支部 業務部 部長
	直井 茂	栃木県市町村職員共済組合 事務局 局長

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
手 塚 英 和	保健福祉部長
川 中 子 武 保	保健福祉部次長
横 山 恭 久	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
水 沼 行 博	保健福祉部保険年金課長
本 澤 利 明	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐 藤 雅 俊	保険年金課国保給付グループ係長
鈴 木 信 晴	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏 之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正 基	保険年金課滞納整理グループ係長
吉 井 貴 久	保険年金課管理グループ総括主査
高 橋 聰	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 橋 英 之	保険年金課国保税グループ総括主査
古 川 信 也	保険年金課収納グループ総括主査
佐 野 直 子	保険年金課滞納整理グループ総括主査

案

宮保年運協第 号

平成 23 年 12 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 中山 勝二

国民健康保険税の税率の見直し等について（答申）

平成 23 年 7 月 28 日付宮保年第 856 号により諮問のありました標記の件につきまして、本協議会を開催し、関係資料等に基づき慎重に協議した結果、結論を得ましたので答申いたします。

答申にあたって

現在，国においては，社会保障と税の一体改革として，急速に進行する少子高齢化社会における社会保障のあり方とそれらの保障制度を維持していくための財源確保策や負担のあり方などが議論されており，国民健康保険を巡っては，後期高齢者医療制度の改革とともに都道府県を単位とした事業運営の広域化などが検討されているところであり，その動向が注目されるところである。

また，市民を取り巻く経済情勢は，国内における本年３月に発生した東日本大震災と震災に伴う原子力発電所事故による被害に加え，ギリシャに端を発した国際的な経済危機などの影響により，リーマンショック以来，依然として先行き不透明な状況が続いている。

このような状況の中，本市の国民健康保険事業においても，被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が増加する一方，担税力の低い無職者や低所得者が他の保険制度に比べ割合が高い制度上の構造的な問題と，昨今の経済情勢に伴う離職者の加入増などにより保険税収入が伸び悩み，厳しい財政運営を強いられている状況にある。

こうした状況を踏まえ，平成２１年１２月に当運営協議会から，「財政健全化を図るための具体的な計画を策定し，計画的に推進すべき」と市長に答申したところであり，この答申に基づき，宇都宮市では，平成２２年６月に「国保財政経営改革プラン」，「国保アクションプラン」を策定し，保険税の収納率向上や保険事業の充実などによる医療費の適正化など，歳入の確保と歳出の抑制に取り組んでいるところであり，一定の成果が見られる。

当運営協議会では，本年７月２８日に「国民健康保険税の税率等の見直しを含めた財政の健全化策について」市長からの諮問に応じ，これまで計６回の会議を開催し，本市の国民健康保険を取り巻く環境や現状，保険税額の水準や収納率の状況，今後の収支見通しとその財源などについて議論するとともに，保険者と被保険者両者の立場に立ち慎重に協議を重ね，各会議における委員の意見を集約し，以下のとおり答申する。

1 国民健康保険財政運営の健全化策について

(1) 国保経営改革プラン等の推進について

国民健康保険財政の健全化にあたっては、まず何よりも、収納率の向上や医療費の適正化など保険者自らが率先して経営努力を行なうことが肝要である。

そのため、平成22年度に策定した「国保経営改革プラン」及び「国保アクションプラン」などに基つき、計画的かつ着実に事業を推進し、国民健康保険財政の健全化を図られたい。

(2) 収納率の向上について

ア 現年度収納対策の強化

保険税の収入の確保は事業運営の基本となるものであり、厳しい財政状況や税負担の公平性の確保のためにも収納率の向上に向けたより一層の努力が必要である。

本市では、特に現年度分の収納率の向上が課題であり、口座振替の促進や納税催告センターの活用など、納期内納付、早期納付を促進する対策により新たな滞納の抑制に努められたい。

イ 納税指導や滞納処分の強化

臨戸訪問などにより納税者との接触の機会を増やし、滞納の実態の把握や納付能力を早期に見極めて納税指導にあたるとともに、納付能力がありながら滞納している場合には、税負担の公平性の観点から、差押など滞納処分を強化し、税収の確保を図られたい。

なお、生活の困窮などによりやむを得ず滞納している場合には、納付能力を見極めた上で、適正に不納欠損処理を行なうこと。

(3) 医療費の適正化について

ア 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査・特定保健指導は、生活習慣病の予防による被保険者の健康保持と将来にわたる医療費の適正化に資することから、対象者への周知と未受診者への勧奨、受診しやすい環境づくりなどにより、一層推進すべきである。

イ 人間ドック・脳ドックの推進

疾病の早期発見・早期治療につながる人間ドック・脳ドックは、特定健康診査・特定保健指導と同様、被保険者の健康保持と将来にわたる医療費の適正化に資することから、受診を促進するため効果的な周知に努め、一層推進すべきである。

ウ ジェネリック医薬品の普及促進

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効果が見込める低価格の医薬品であるため、市民（患者）の医療費負担軽減と国民健康保険の給付費の削減が期待できることから、医療機関の協力を得ながら、市民に啓発を行い、ジェネリック医薬品への理解と普及の促進に努められたい。

エ 保健事業の充実

特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドックのほか、健康づくりを働きかける保健事業を充実し、被保険者の健康の保持増進と、将来にわたる医療費の適正化に努められたい。

2 税率等の見直しについて

税率等の見直しにあたっては，被保険者への負担の影響と国民健康保険財政の健全化への効果を勘案し，次のとおりとする。

(1) 応能・応益割合について

応能・応益割合は，50対50が最も適切なバランスとされており，本市の現状は，ほぼ50対50となっている。中低所得世帯への影響（負担増）を最小限にするため，応能・応益割合は，引き続き，現状の50対50とすることが妥当である。

(2) 賦課方式について

本市では，平成19年度まで4方式（所得割，資産割，被保険者均等割，世帯別平等割）により課税していたが，平成20年度から3方式（所得割，被保険者均等割，世帯別平等割）に変更したところである。2方式（所得割，被保険者均等割）に変更した場合，1人世帯では，約5割が保険税（応能割）の軽減に該当していることに加え，更に負担減となる。一方で，国民健康保険加入世帯全体の半数程度を占めている2人以上の世帯では，被保険者が多くなるほど負担増となる。このようなことから，子育て世帯などへの負担を考慮し，3方式を継続することが妥当である。

(3) 税率の見直しについて

平成21年度の当運営協議会における税率の見直しの協議では，経済情勢の悪化などから保険税収入が伸び悩み，厳しい財政運営が強いられているものの，収納率向上や医療費の適正化などによる財政健全化のための一層の取組を保険者である市に求め，税率については引き上げられる状況になく，現状維持とする結論となった。

これを踏まえ，市は，「国保経営改革プラン」及び「国保アクションプラン」に基づき，収納率の向上などに取り組んでおり，その効果が徐々に表れているものの，財政の健全化

に向けた取り組みの途上であり，また，被保険者を取り巻く状況は依然として厳しいままである。

このようなことから，税率については，現状においても引き上げる状況になく，現状維持とすることが妥当である。

なお，税率については，医療保険制度に係る今後の国の動向などを見極めながら適宜見直しを行っていく必要があることから，2年後を目途に見直しを行なわれたい。

(4) 課税限度額について

地方税法施行令に定める課税限度額については，平成23年4月に，医療保険分が50万円から51万円に，後期高齢者支援金分が13万円から14万円に，介護保険分が10万円から12万円に改正されたところであり，国は今後とも，課税限度額を段階的に引き上げる方針を示している。

課税限度額を超える高所得世帯については，中所得世帯に比べ負担割合が低く抑えられており，負担の公平性の観点や国の動向を踏まえると，平成24年度から課税限度額を政令どおりに改正することが妥当である。

課税限度額については，付帯意見が出されており，後述の「3 付帯意見」のとおりである。

(5) 一般会計からの繰入について

国民健康保険制度においては，事業に必要な財源は国・県支出金等のほか，保険税で賄うことが原則であるが，保険税の税率を現状維持とすることにより，事業運営に必要な財源の確保が必要になる。市は，一般会計からの繰入基準を見直し，平成22年度から，国民健康保険財政の基盤強化のため，失業者に対する保険税減免や納税が極めて困難と見込まれる無所得者の保険税相当分など，新たな繰入を行なっているところであるが，引き続き財源を確保し，財政の安定化に努められたい。

3 付帯意見

(1) 国に対する要望について

国民健康保険は、担税力の低い無所得者や低所得者にも負担を求めることから、構造的に健全な財政運営になっていない。課税限度額の引き上げでは、このような問題の解消にはならず、国による一層の財政支援や、国民健康保険と被用者保険との一元化など医療保険制度の抜本的な改革について、全国市長会などを通して国に要望されたい。

(2) 保健事業の充実について

課税限度額の引き上げによる増収については、人間ドック受診費用助成の増額など、医療費の適正化に資する保健事業の充実に活用されるよう配慮されたい。

宇都宮市国民健康保険運営協議会開催経過

- 1 第1回運営協議会（平成23年7月28日）
 - （1）平成22年度国民健康保険特別会計の決算状況について
 - （2）平成23年度国民健康保険税の賦課状況について
 - （3）市長から「国民健康保険税の税率の見直し等について」諮問

- 2 第2回運営協議会（平成23年8月11日）
 - （1）国民健康保険を取り巻く環境と現状について

- 3 第3回運営協議会（平成23年9月29日）
 - （1）国民健康保険財政運営の健全化策について

- 4 第4回運営協議会（平成23年11月10日）
 - （1）国民健康保険財政運営の健全化策について

- 5 第5回運営協議会（平成23年11月24日）
 - （1）国民健康保険税の税率等の見直しについて

- 6 第6回運営協議会（平成23年12月15日）
 - （1）答申書（案）について